

第1回広島家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年2月3日(火)午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

〔委員〕飯岡久美,今井誠則,今中 亘,清川育男,新澤美枝子,竹中省吾,
辻 秀策,野口光代,水谷美穂子(五十音順,敬称略)

〔事務担当者〕瀧総務課長,田淵総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 広島家庭裁判所長あいさつ

3 各委員の紹介

4 委員長を選任について

委員長の選任に関し,各委員から次のような発言があった後,竹中委員を委員長に選任した。

〔委員〕

- ・ 家裁所長にお願いしたらよいと思う。
- ・ 家裁所長が委員長になることに反対するものではないが,諮問する機関と答申を受ける機関である家庭裁判所の所長が委員長になるのは変則的なことだと思う。できるだけ他の委員の中から選んでいただきたい。
- ・ 進行上問題がなければ家裁所長にお願いしたい。
- ・ 家裁所長にお願いすることでよいと思う。
- ・ 素人でよく分からないが,現時点では家裁所長に委員長をお願いし,もう少し様子を見た上で検討すればよいと思う。
- ・ 立候補する方があれば,その方になってもらえばよいと思う。そうでなけ

れば、家裁所長に委員長をお願いしたい。

- ・ 私は、委員会をどのように進めてよいのか分からないので、家裁所長に委員長をお願いするのでよいと思う。

5 委員長代理の指名について

委員長が委員長代理に水谷委員を指名した。

6 委員会の運営について

(1) 議事の公開について

〔委員〕

- ・ 情報公開の時代でもあり、審議の中で、プライバシーに関する問題が出れば別とし、そうでない場合は、原則公開がよいと思う。家裁は一般に国民に知られていない。新受件数をみても、世相を映して、事件数も倍増している。委員会では、具体的な事件内容が審議されるわけでもないから、公開が相当でない部分は非公開とすることとし、報道機関や傍聴希望者に公開することでよいと考える。
- ・ マスコミの取材等があると、気になって、発言内容がトーンダウンすることになり、率直な意見が出にくくなると思う。
- ・ プライバシーに関するものは、公開することには問題があるが、私のこれまでの経験では、最初は緊張したが、すぐ慣れた。議論が深まれば気にならない。議題によって、公開するか非公開にするかを決めてはどうか。
- ・ 私は、素人であり、どうしても意見を述べるときに主観が入るので、議事の公開は控えていただきたい。公開するのであれば、議事録の概要をインターネットに公開するというのでよいと思う。
- ・ 氏名を公開するかという点について裁判所から照会あったが、すでに家裁委員ということで文書も来ている。委員であるということを公開しているのだから、議事を非公開にすることもないと思う。
- ・ 委員であるということの公開と発言の公開は別問題である。

- ・ ある程度議事を公開することは必要であると思うが、委員会がどう動くかわからないので、公開されたら困るということもある。私の場合、外の人と関わっているので、言ったことがその人に分かったら困る。議事を全部公開されたら自分でも言えなくなる。ただし、いくらかは公開すべき必要はあると思う。

〔委員長〕

- ・ 委員の方から率直な意見を述べてもらうことを考えると、少数であっても議事を公開することに消極の意見がある以上、当面は委員会の冒頭部分の報道機関への公開に止め、要望があれば、会議後に議事概要をお知らせし、又は広島家庭裁判所のホームページに公開するという事で、議事については、当面は非公開とすることで進行させていただいてよいか。

（委員異議なし）

(2) 意見交換のテーマについて

「少年事件について感じていること」というテーマで意見交換を行うこととした。

〔委員〕

- ・ 委員会資料によれば、少年事件の全体の新受件数は、減少傾向にある。一方、観護措置件数を見ると、平成12年から平成15年までの過去4年間で非常に多くなっている。観護措置とは、家庭裁判所に事件が送致された段階で、少年を少年鑑別所に入れて、少年の心身の鑑別などを行う手続のことで、家庭裁判所も通常4週間の期間内で少年を調査し、審判まで行うが、そういう事件が過去4年間非常に多かった。これは、新聞記事で見られたと思うが、広島県は暴走族が多く、警察がその検挙に力を入れたこともあって、観護措置をとる事件数が増えたためである。昨年ころからようやくピークを過ぎ、暴走族の数も減ってきているが、それが広島家庭裁判所における少年事件の特徴的なところである。

- ・ 平成12年、13年について、広島県は非行少年の犯罪率が全国1位で、学力が全国最下位であると聞いたことがある。また、15、6年前にPTA会長をしていたときに聞いた話であるが、小学1、2年生の中に、5分間じっと座ってられない子供がクラスに5、6人はいて授業にならないという実態があるようで、それが5、6年生にでもなると、教師に対して、「殴れるものなら殴ってみろ。」と言う子もいるようで、教師は首になりたくないもので殴らないし、本当に殴るとマスコミ沙汰にされてしまうということで教育現場は困っているようである。義務教育の間にそのような子供を教育し直していかないと、変な人権意識だけが優先してしまっている状態のままでは、日本は今後4、50年は駄目だと思う。

〔委員長〕

- ・ 家庭裁判所は、事件が係属するまでは何ら関わりは持つことはないが、事件が係属した以上、当該少年が再非行を犯さないようにするのが責務だと思っているし、そのためにも努力をしている。しかし、一方で、果たしてそれが十分機能しているかという意見もある。家庭裁判所として、再非行防止のためにどうすればよいかという意見でも結構なので意見をいただきたいと思う。家庭裁判所は、司法機関であり、その役割からくる限界はあるが、もっと関係機関や組織、地域が連携をとって、社会全体の中でそのような問題をどのように取り組んでいくのかを考えなければいけない時代にきているのではないかと思う。そして、家庭裁判所がその中でどのような役割が果たせるのかを考えておかなければいけないのではないかという問題意識もある。そのような観点からでも結構なので、家庭裁判所としてこうあるべきだという意見があればお聞かせいただきたい。

〔委員〕

- ・ もっと、関係機関が一体化して連続したかたちで少年の更生のために関われないものかと思っている。例えば、篤志面接員なども、少年と心が通じ合

ったりするが、少年が施設から出てしまったら、その子と連絡を取る方法がなく、少年の方からも連絡を取ることができないまま関係が断ち切られるというケースもあるようだ。家庭裁判所も保護観察になった後も全く手を切るのではなく、もっと少年に関わっていただき、裁判所と少年との関係が継続していけば良いのではないかといつも思っている。そのために家庭裁判所は、いろいろな立場の方々ともっと連帯していただきたい。

- ・ 家庭裁判所としては、少年を保護観察に付した後も、実際に保護観察所から少年に関する情報を提供していただいたり、相談を受けたりしている。少年を少年院に送致した場合も、視察などを行って少年のその後の動向を見守るようにしている。また、少年院仮退院後は保護観察所が関与しており、一応少年を更生させるための制度としてはつながっていると見える。少年院や保護観察所が主体的に動いている場合には家庭裁判所が主体的に動くことはないが、少年の中には、在宅試験観察が終わり事件が終了しても、担当調査官を訪ねてくるというケースも希ではあるがある。

また、少年審判の際、少年の雇い主が来て、暴走族をやめさせるから少年院には行かせないで欲しいと意見を述べ、少年や保護者もそこで頑張るということで、それを信頼して雇い主に少年の更生を任せることもあるが、雇い主は一生懸命なのに、実際には、少年自身は少年院に行きたくないがために無理をして雇い主のところで我慢して働いているだけであり、雇い主が厳しく接すると我慢できなくなる、あるいは少年の保護者と雇い主との関係が悪化しているというケースもある。その点では、本来なら家庭において教育しなければならないことがなされていないと感じている。

- ・ 保護司は十分機能しているのかという疑問を感じる。保護観察になった場合、保護司は少年と定期的に接触することになっているが、警察関係者に聞くと、保護司が機能していないのではないかと言っていた。また、家庭裁判所の少年事件数も、警察が少年事件の検挙に力を入れたときは増加し、他の

事件の検挙に力を注いだときには、減少しているように見えても、実際は非行少年が野放しになっている状態であり、事件数をもって判断することはできないと思う。逆に言えば、家事事件は増加しているわけで、家庭裁判所調査官の人数が十分ではないと思うが、家庭裁判所がやるべきことをきちんとやっているかお聞きしたい。

〔委員〕

- ・ 少年事件が増えたときに少年担当調査官を増やしているし、ここに来て事件数は減っている。
- ・ 裁判所から見て十分だと思っても、外部から見れば本当にそうなのか疑問がある。1人の調査官が新件として何件事件を担当し、どれくらい調査するのかを説明していただかなければ、調査官の人数が十分かどうか話ができないと思う。各委員は調査官が何をしているか分かっていないと思うし、以前の人数がわからないまま人数を増やしたと言っても、何も分からない。
- ・ 家庭裁判所としても、定員の枠があるから自由に増員できないことは理解している。少年問題については、教育の面からも力を入れたいといけませんが、家庭裁判所としても少年の更生については大きな役割を担っていると思う。家庭裁判所調査官の人数が不足しているのであれば、家裁委員会などの席で国民の意見として要望していくべきだと思う。

また、警察関係者から聞いた話では、家庭裁判所調査官が少年の心に深く入って関与しているが、それがフィードバックされていないという意見もあった。

- ・ 先程、少年への関与の継続性の発言があった、医療現場での経験では、患者が懐かしがって病院に来るときには、逆に大丈夫かと心配する。その後に、酷く興奮して病院に来たりすることもあるし、そのように懐かしがって来る場合は、何かの兆候である場合もある。
- ・ P T Aの立場からは、非行を家庭問題として言われるのは聞いていて辛い

ところがある。地域でも取り組んでいかなければいけない問題だと思う。卒業生が在校生を誘いに来て、服装の乱れた子に目を付けていき、それでどんどん非行少年が広がっていくという実態もあり、それをどのように措置していくかだと思う。

また、家庭裁判所の処分で、家庭裁判所調査官の調査の際に良い子にしている、処分が軽くなったという話を聞いた。家庭裁判所調査官の調査の仕方については、プライバシーの問題もあると思うが、地域の人意見も聞いて欲しいと思う。

- ・ 先程、委員長は、家庭裁判所として今までのやり方でよいのかということも考えていかなければならないという問題意識があると言われたが、それはどういうことなのかお聞きしたい。

〔委員長〕

- ・ 一つは、具体的なケースにあった処遇の選択である。すなわち、非行を犯した少年に対して、再非行防止の観点から少年に合った適切な処遇が行われているか。もっとよい処遇方法が他にあり得るのではないかとということをもう一度検討してみる必要があるのではないかとということである。もう一つは、委員からも発言があったが、家庭裁判所が司法機関として事件を扱う中で、いろんな情報や社会に対する問題意識などの検討材料があるわけで、それを、裁判の統計とかというかたちではなくて、もっと地域に役立つ情報に整理し直して提供し、地域や家庭の子供の指導や教育に役立てていただくことができないかということである。司法機関として、中立性を害しないようにしなければならないし、家庭裁判所として何ができるのかについてはもっと検討しなければならないが、社会全体で犯罪を防止しなければならないという議論も高まっており、家庭裁判所も地域と一緒にやっていく姿勢が必要ではないかと感じている。

〔委員〕

- ・ 処遇の選択という点は難しいと思うが、どのようにスキルアップしていくつもりか。

〔委員長〕

- ・ この点については、まだ家庭裁判所内でもちゃんとした考え方はないが、ひとつの問題意識としては、今までは、軽微な事件については、家庭裁判所調査官が調査して少年に問題がなければ、審判さえ開かない審判不開始という処置をしていたが、そのような処置をした少年が再犯をするケースも少なくなく、その場合に家庭裁判所の処置は適切だったのか、なぜ再犯が防げなかったのかという意見も出されている。少年事件については、個別のケースを見てみないと何が原因だったかは分からないが、再非行を防止するという観点から処遇選択の再検討が必要ではないかという問題意識である。

少年事件の処理については、家庭裁判所調査官だけが関与しているわけではないが、家庭裁判所調査官は重要な役割を担っている。家庭裁判所調査官の仕事の内容等については、次回に担当者を出席させて説明させていただく。

〔委員〕

- ・ 児童虐待が社会的に問題になっているが、広島県内ではどういう状況か。
- ・ 家庭裁判所に児童福祉法 28 条の承認を求める事件の申立件数自体は非常に少ないが、それによって児童虐待が少ないとは言えない。家庭裁判所に施設収容等の承認を求めるまでには至らなくても、児童虐待により児童が保護されるケースは現に存在しているからである。

(3) 第 2 回委員会の意見交換のテーマについて

次のテーマについて意見交換を行うこととした。

- ア 家庭裁判所の広報について
- イ 国民にとって利用しやすい家庭裁判所
- ウ 家庭裁判所からの情報発信の在り方
- エ その他

(4) 第2回委員会の開催期日

平成16年5月又は6月に開催することで日程調整を行うこととした。